

公示送達書

下記の送達する書類について送達を受けるべき者に送達できないので、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。

なお、送達する書類は橋本市総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出により交付します。

交付を受けない場合、送達する書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月8日

橋本市長 平木 哲朗

記

送達する書類	令和8年度 軽自動車税納税通知書			
送達を受けるべき者	住 所	ベトナム	氏 名	NGUYEN HOANG ANH
	住 所	橋本市吉原517番地	氏 名	田中 隆博
	住 所	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目12番21 203号	氏 名	佐々木 康仁
	住 所	愛媛県新居浜市中村二丁目4番39号 シヤマロック・ソゴオ 201号	氏 名	前田 明香里
	住 所		氏 名	以上
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	
	住 所		氏 名	